**○国土交通省告示第七百五十三号**

船員となろうとする者に関する本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等離職者の再就職の促進に関する省令（昭和五十六年運輸省令第四十九号）第九条第二項の規定に基づき、国土交通大臣が定める算定方法を次のように定め、平成二十六年八月一日から適用し、船員となろうとする者に関する本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等離職者の再就職の促進に関する省令第九条第二項の規定に基づき、国土交通大臣が定める算定方法を定める件（平成二十五年国土交通省告示第七百五十五号）は、平成二十六年七月三十一日限り廃止する。ただし、同日以前に係る訓練待期手当及び就職促進手当の日額の算定については、なお従前の例による。

平成二十六年七月三十一日　国土交通大臣　太田　昭宏

船員となろうとする者に関する本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等離職者の再就職の促進に関する省令（以下「省令」という。）第九条第二項に基づき国土交通大臣が定める算定方法は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額をもって同項に規定する算定額とする方法とする。

一　省令第九条第二項の規定により算定された賃金日額（以下単に「賃金日額」という。）が二千三百円未満の場合　二千三百円に百分の八十を乗じて得た額

二　賃金日額が二千三百円以上四千六百円未満の場合　賃金日額に百分の八十を乗じて得た額

三　賃金日額が四千六百円以上の場合　イに掲げる額からロに掲げる額を減じて得た額（ただし、当該額が五千八百二十円を超えるときは、その額とする。）

イ　賃金日額に百分の八十を乗じて得た額

ロ　賃金日額に(i)に掲げる率に(ii)に掲げる率を乗じて得た率を乗じて得た額

(i)　百分の三十

(ii)　賃金日額から四千六百円を減じた額（ただし、当該額が七千五十円を超えるときは、その額とする。）を七千五十円で除して得た率

**○国土交通省告示第七百五十四号**

漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法第十三条第一項の職業転換給付金の支給基準に関する省令（昭和五十一年運輸省令第二十五号）第十条第二項の規定に基づき、就職促進手当の日額の算定に当たり、収入の一日分に相当する額から控除する額（以下「控除額」という。）を千二百八十六円とし、平成二十六年八月一日以後に自己の労働によって収入を得た場合について適用し、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法第十三条第一項の職業転換給付金の支給基準に関する省令第十条第二項の規定に基づき、就職促進手当の日額の算定に当たり、収入の一日分に相当する額から控除する額を定める件（平成二十五年国土交通省告示第七百五十六号）は、平成二十六年八月一日以後に自己の労働によって収入を得た場合について適用し、なお従前の例による。

平成二十六年七月三十一日　国土交通大臣　太田　昭宏

**○国土交通省告示第七百五十五号**

船員となろうとする者に関する国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行規則（昭和五十二年運輸省令第三十九号）第十八条第二項の規定に基づき、訓練待期手当又は就職促進手当の日額の算定に当たり、収入の一日分に相当する額から控除する額（以下「控除額」という。）を千二百八十六円とし、平成二十六年八月一日以後に自己の労働によって収入を得た場合について適用し、船員となろうとする者に関する国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行規則第十八条第二項の規定に基づき、訓練待期手当又は就職促進手当の日額の算定に当たり、収入の一日分に相当する額から控除する額を定める件（平成二十五年国土交通省告示第七百五十七号）は、平成二十六年七月三十一日限り廃止する。ただし、同日以前に係る控除額については、なお従前の例による。

平成二十六年七月三十一日　国土交通大臣　太田　昭宏

**○国土交通省告示第七百五十六号**

船員の雇用の促進に関する特別措置法施行規則（平成二年運輸省令第二十六号）第十三条第三項の規定に基づき、訓練待期手当又は就職促進手当の日額の算定に当たり、収入の一日分に相当する額から控除する額（以下「控除額」という。）を千二百八十六円とし、平成二十六年八月一日以後に自己の労働によって収入を得た場合について適用し、船員の雇用の促進に関する特別措置法施行規則第十三条第三項の規定に基づき、訓練待期手当又は就職促進手当の日額の算定に当たり、収入の一日分に相当する額から控除する額を定める件（平成二十五年国土交通省告示第七百五十八号）は、平成二十六年七月三十一日限り廃止する。ただし、同日以前に係る控除額については、なお従前の例による。

平成二十六年七月三十一日　国土交通大臣　太田　昭宏

**○国土交通省告示第七百五十七号**

船員となろうとする者に関する本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等離職者の再就職の促進に関する省令（昭和五十六年運輸省令第四十九号）第十六条第二項の規定に基づき、訓練待期手当又は就職促進手当の日額の算定に当たり、収入の一日分に相当する額から控除する額（以下「控除額」という。）を千二百八十六円とし、平成二十六年八月一日以後に自己の労働によって収入を得た場合について適用し、船員となろうとする者に関する本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等離職者の再就職の促進に関する省令第十六条第二項の規定に基づき、訓練待期手当又は就職促進手当の日額の算定に当たり、収入の一日分に相当する額から控除する額を定める件（平成二十五年国土交通省告示第七百五十九号）は、平成二十六年七月三十一日限り廃止する。ただし、同日以前に係る控除額については、なお従前の例による。

平成二十六年七月三十一日　国土交通大臣　太田　昭宏

**○国土交通省告示第七百五十八号**

都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）第二十条第一項第二号の規定に基づき、昭和五十六年建設省告示第千六百二十七号の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十六年七月三十一日　国土交通大臣　太田　昭宏

昭和五十六年建設省告示第千六百二十七号の一部を改正する告示

昭和五十六年建設省告示第千六百二十七号の一部を次のように改正する。

表国営みちのく杜の湖畔公園の項中「

| | |
|---|---|
| 宮城交通株式会社 | バス停留所の標識 |

」を

「

| | |
|---|---|
| 宮城交通株式会社タケヤ交通 | バス停留所の標識 |

」に改める。

**○国土交通省告示第七百五十九号**

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第五十七条第六号及び別表第六備考2の規定に基づき、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則別表第六備考2の国土交通大臣が別に定める基準を定める告示及び登録船舶職員養成施設の教育の内容の基準等を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十六年七月三十一日　国土交通大臣　太田　昭宏

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則別表第六備考2の国土交通大臣が別に定める基準を定める告示及び登録船舶職員養成施設の教育の内容の基準等を定める告示の一部を改正する告示

**第一条**　船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則別表第六備考2の国土交通大臣が別に定める基準を定める告示（平成六年運輸省告示第三十九号）の一部を次のように改正する。

表実習の期間の項三級海技士（機関）試験及び内燃機関三級海技士（機関）試験の場合の欄2中「三級海技士（機関）試験の場合にあってはディーゼル機関を推進機関とする練習船による実習が六月以上及び蒸気タービンを推進機関とする練習船による実習が三月以上、内燃機関三級海技士（機関）試験の場合にあっては」を削り、同項機関当直三級海技士（機関）試験の場合の欄を次のように改める。